

質量販売緊急時対応講習の運用の見直しについて

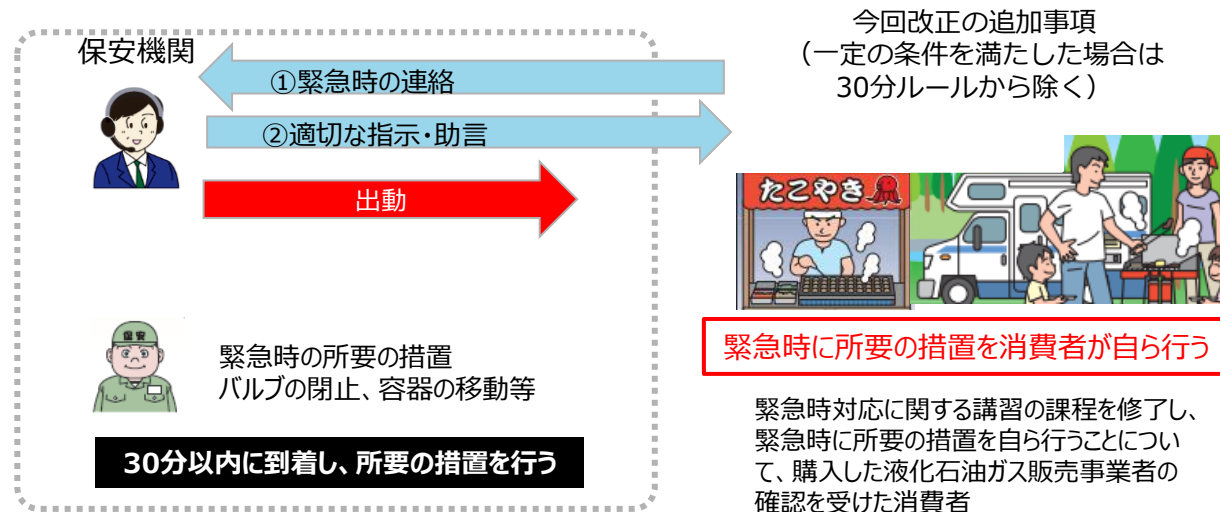
2025年3月19日

産業保安・安全グループガス安全室

(経緯) 質量販売緊急時対応講習について

- 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、質量販売されたL Pガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、L Pガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）^(注)の対象から除くことを可能とした。
- 2023年1月より質量販売緊急時対応講習を開始。
- 現在、同講習の実施者は、イーエルジー（株）、（公社）千葉県L Pガス協会、富士瓦斯（株）及び名古屋プロパン瓦斯（株）の4者。一般消費者等の受講ニーズに応じて、WEB講習、対面講習及び出張講習を実施。

◇ イーエルジー(株):<https://www.elg-inc.jp/>、◇ (公社) 千葉県L Pガス協会:<https://www.chibalpg.or.jp/index.html>
◇ 富士瓦斯(株):<https://www.fujigas.com/>、◇ 名古屋プロパン瓦斯(株):https://www.nagoyapropane.co.jp/index_m.html



(注) 30分ルール

- 1980年の静岡駅前地下街の爆発事故を契機に、液化石油ガス法において、L Pガス販売事業者等に対し、緊急時対応として、一般消費者等の消費設備等には原則として30分以内に到着し、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のための所要の措置を行うことができる体制の確保を求めたもの。

質量販売緊急時対応講習

科目
☐ 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
☐ 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
☐ 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
☐ 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○年○月○日
修了年月日 ○年○月○日
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における
質量販売緊急時対応講習を修了した
者であることを証明する。

○年○月○日

写真

○年○月○日まで有効

講習実施機関名

講習実施
機関の印

質量販売緊急時対応講習の運用の見直しについて

- 能登半島地震及び大雨の災害(※1)等において、消防の応援部隊によりLPガスを使用した支援活動を行った際、当省から消防庁に対して通知（事務連絡）により30分ルールの例外に該当するものとする対応を行った。
- 昨今の自然災害の頻発化を踏まえれば、消防機関が、大規模災害時の支援活動のために派遣される場合に都度例外的な対応を行うのではなく、あらかじめ迅速に活動を開始できるよう運用を見直すことが求められる。
- このため、今般、関係通達(※2)の一部改正を行い、消防機関が講習実施機関として消防職員に対する講習を実施可能にすることで、同職員のLP保安の知識・知見を確保しつつ、本制度の下で同職員を30分ルールの対象から除けるようにする。

※1 令和6年9月20日から大雨による災害

※2 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用の解釈について

通達改正のポイント

- ・講習実施者が国又は地方公共団体である講習は、職務において支援活動を実施する国又は地方公共団体の職員に限定して行うものについて、講習の実施に係る要件のうち一部(※)を適用しない旨を追記する。
- ・これにより、消防機関が講習実施機関として消防職員のみを対象とする講習を行うことを可能にし、同職員が災害現場等で行う支援活動において、より安全にLPガスが使用されるようにする。（消防以外の国又は地方公共団体も同様の運用とする。）

（※）一部の要件について

通達2.（4）⑤

（i）質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。

イ 講習、研修等を適切に開催した実績（講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。

ホ 質量販売緊急時対応講習の受講を申し込んだ者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。

（iii）講習実施者は、質量販売緊急時対応講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について（ii）に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）をインターネット等で広く公示し、受講希望者の募集を行うこと。